

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たるときは、
當日が休日は、
翌日)

◇選管告示

田 次

◇選管告示

衆議院議員の総選挙における選舉長等の選任

衆議院議員の総選挙における選舉長等の選任

衆議院議員の総選挙における立会演説会の開催計画

衆議院議員の総選挙における立会演説会の演説の順序を決定するくじを行う日時等

衆議院議員の総選挙に用いる投票用紙の様式

印衆議院議員の総選挙における仮投票用封筒等に押すべき

衆議院議員の総選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時等

衆議院議員の総選挙における選舉公報の掲載文の掲載の順序のくじを行う日時等

衆議院議員の総選挙における選舉会の場所等

衆議院議員の総選挙において候補者一人につき支出できる金額

最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所等の選任

最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙の様式

最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所等の選任

投票を行う場合の投票用紙の様式

最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所等

最高裁判所裁判官国民審査における仮投票用封筒等に押すべき印

衆議院議員の総選挙において選舉立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行う場所等

選管告示

鳥取県選管委員会告示第五十二号

昭和五十一年十二月五日執行の衆議院議員の総選挙における選舉長及びその職務代理者を公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

昭和五十一年十一月十五日

鳥取県選管委員長 加藤 章

一 選舉長 米子市明治町八番地 加藤 章
二 選舉長の職務代理人 鳥取市片原五丁目一七七番地 増田裕夫

鳥取県選管委員会告示第五十三号

昭和五十一年十二月五日執行の衆議院議員の総選挙における選舉長は、鳥取市東町一丁目二二〇番地鳥取県庁においてその事務を行う。

昭和五十一年十一月十五日

鳥取県選管委員長 加藤 章

鳥取県選挙管理委員会告示第五十四号

昭和五十一年十二月五日執行の衆議院議員の総選挙における立会演説会の開催計画を公職選挙法(昭和二十五年法律第二百号)第一百五十五条第一項

一 立会演説会の方法
班別編成の方法

二 立会演説会を開催する予定の日時及び会場

				第 一 班				第 二 班							
				月 日	曜日	時 間	市町村催	会 場	月 日	曜日	時 間	市町村催	会 場		
"	二十四日	"	二十三日	"	二十二日	"	二十一日	十一月 十九日	金	午後一時三十分	鳥取市	鳥取市	十一月 十九日	金	
"	水	"	火	"	月	"	日	十一月 二十日	土	午後七時	智頭町	鳥取市民会館大ホール	十一月 二十日	金	
"	午後一時三十分	午後七時	午後一時三十分	岩美町	若桜町	郡家町	室	午後一時三十分	午後七時	智頭町総合センター大集会室	郡家町中央公民館大集会室	午後一時三十分	午後七時	境港市	
三朝町	東郷町	氣高町	鳥取市	岩美町	若桜町	会室	室	午後一時三十分	午後七時	山村開発センター集	岩美町中央公民館講堂	午後一時三十分	午後七時	境港市民会館ホール	
民大集会室	三朝町山村開発センター町	東郷町立桜小学校体育館	鳥取市立遷喬小学校体育館	鳥取市立遷喬小学校体育館	鳥取市立遷喬小学校体育館	鳥取市立遷喬小学校体育館	鳥取市立遷喬小学校体育館								
"	二十四日	"	二十三日	"	二十二日	"	二十一日	"	二十日	午後七時	米子市	米子市立明道小学校体育館	"	二十一日	午後七時
"	水	"	火	"	月	"	日	"	十九日	午後一時三十分	日南町	日南町中央公民館大集会室	"	二十日	午後七時
"	午後七時	午後七時	午後一時三十分	西伯町	日野町	日野町	日野町	午後一時三十分	午後七時	山村開発センター大	西伯町中央公民館大集会室	午後一時三十分	午後七時	境港市民会館ホール	
倉吉市	東伯町	名和町	米子市	西伯町	日野町	日野町	日野町	午後一時三十分	午後七時	老人福祉センター集	西伯町中央公民館大集会室	午後一時三十分	午後七時	境港市民会館ホール	
倉吉市立成徳小学校体育館	東伯町中央公民館大會議室	名和町会室	米子市公会堂大ホール	西伯町	日野町	日野町	日野町	午後一時三十分	午後七時	老人福祉センター集	西伯町中央公民館大集会室	午後一時三十分	午後七時	境港市民会館ホール	

及び第二項の規定により次のとおり定めたので、同法同条第一項の規定に
より告示する。

昭和五十一年十一月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

章

"	二十五日	"	二十六日	"	二十七日	"	二十八日	"
"	三十日	"	二十九日	"	二十七日	"	二十八日	"
"	火	"	月	"	土	"	日	"
午後七時	午後七時	午後七時	午後一時三十分	午後七時	午後一時三十分	午後七時	午後一時三十分	午後七時
米子市	境港市	日野町	日南町	米子市	西伯町	名和町	東伯町	倉吉市
米子市公会堂大ホール	境港市民会館ホール	日野町山村開発センター大集会室	日南町中央公民館大集会場	米子市立明道小学校体育館	西伯町中央公民館大集会室	名和町老人福祉センター集会室	東伯町中央公民館大会議室	倉吉市立成徳小学校体育館
"	二十五日	"	二十六日	"	二十七日	"	二十八日	"
"	三十日	"	二十九日	"	二十七日	"	二十八日	"
火	月		日		土		日	
午後七時	午後七時	午後七時	午後一時三十分	午後七時	午後一時三十分	午後七時	午後一時三十分	午後七時
智頭町	鳥取市	若桜町	郡家町	鳥取市	岩美町	氣高町	東郷町	三朝町
室	智頭町総合センター大集会	会室	若桜町山村開発センター集会室	郡家町中央公民館大集会室	岩美町中央公民館講堂	氣高町町民体育館	東郷町立桜小学校体育館	三朝町山村開発センター町民大集会室

三 一回の立会演説会において演説することができる候補者の数及び演説の時間

候補者の数 五人以内

三十五分以内

四 立会演説会における演説の順序を決める期間の区分

昭和五十一年十一月十九日から十一月二十四日まで及び昭和五十一年

昭和五十二年十一月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤

章

鳥取県選挙管理委員会告示第五十五号

昭和五十一年十一月五日執行の衆議院議員の総選挙における立会演説会

二　日時　昭和五十一年十一月十六日　午後五時十分
場所　鳥取市東町一丁目二二〇番地　鳥取県選舉

四

において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百五十六条の二第二項に規定する各候補者の所属の班及び期間を二に分けた各期間の最初に行われる立会演説会における演説の順序を決定するくじを行う日時及び場所を次のとおり定めたので、鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第二十二条の規定により告示する。

鳥取県選挙管理委員会告示第五十六号

昭和五十一年十二月五日執行の衆議院議員の総選挙に用いる投票用紙の様式を、次のとおり定める。

昭和五十一年十一月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

裏 折目 表

備考

2 1

用紙は、白色とし、文字は、黒色のインクで印刷する。
鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込式とする。

こうほしやしめい 候補者氏名

○ <small>ちゅう</small> 注意
一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 <small>こうほしや しめい らんない ひとりか</small>
二 候補者でないもの氏名は、書かないこと。 <small>こうほしや でないもの しめい か</small>

衆議院議員総選挙投票 投票用紙 委員会印
鳥取県 選挙管理 委員会印

鳥取県選挙管理委員会告示第五十七号

昭和五十一年十二月五日執行の衆議院議員の総選挙における仮投票用紙の簡、不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒に押すべき印は、当該仮投票用封筒を使用し、又は不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒を交付する市町村の選挙管理委員会の印と定める。

昭和五十一年十一月十五日

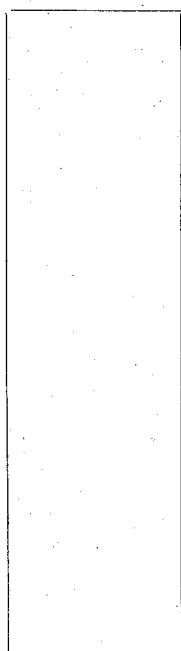
鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

裏 表

衆議院議員総選挙投票
投票用紙
委員会印

鳥取県
選挙管理
委員会印

章



鳥取県選挙管理委員会告示第五十八号

昭和五十一年十二月五日執行の衆議院議員の総選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

昭和五十一年十一月十五日

一 日 時 昭和五十一年十一月十七日午後五時十分
二 場 所 鳥取市東町一丁目二二〇番地
鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第五十九号

昭和五十一年十二月五日執行の衆議院議員の総選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第五十八条の規定により次のとおり定めたので、同規程同条の規定により告示する。

昭和五十一年十一月十五日

鳥取県選挙管理委員長 加 藤 章

一 日 時 昭和五十一年十一月十八日 午後五時十分
二 場 所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第六十号

昭和五十一年十二月五日執行の衆議院議員の総選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第五十八条の規定により次のとおり定めたので、同規程同条の規定により告示する。

昭和五十一年十一月十五日

鳥取県選挙管理委員長 加 藤 章

昭和五十一年十二月五日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務代理者を最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十一年法律第二百三十六号）第二十七条第二項及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）第十六条において準用する公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、最高裁判所裁判官国民審査法施行令第十六条において準用する公職選挙法施行令第八十二条の規定により告示する。

昭和五十一年十二月五日執行の衆議院議員の総選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第五十八条の規定により次のとおり定めたので、同規程同条の規定により告示する。

昭和五十一年十一月十五日

鳥取県選挙管理委員長 加 藤 章

百号）第七十八条の規定により告示する。

昭和五十一年十一月十五日

鳥取県選挙管理委員長 加 藤 章

章

鳥取県選挙管理委員会告示第六十一号

昭和五十一年十二月五日執行の衆議院議員の総選挙において公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第一百九十四条の規定により候補者一人につき選挙運動に関して支出することができる金額は、九百万八千七百円であるので、同法第二百九十六条の規定により告示する。

昭和五十一年十一月十五日

鳥取県選挙管理委員長 加 藤 章

鳥取県選挙管理委員会告示第六十二号

昭和五十一年十二月五日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査

分会長及びその職務代理者を最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十一年法律第二百三十六号）第二十七条第二項及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）第十六条において準用する公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、最高裁判所裁判官国民審査法施行令第十六条において準用する公職選挙法施行令第八十二条の規定により告示する。

一 審查分會長

米子市明治町八番地

加藤章

二 審査分会長の職務代理者

鳥取市片原五丁目一七七番地

増田裕夫

鳥取県選挙管理委員会告示第六十二号

昭和五十一年十二月五日執行の最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十一年法律第二百三十六号）第十四条第三項の規定により、次のとおり定める。

昭和五十一年十一月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

章

折目

折目

折目

〇
注ちゆう

やめさせた方がよいと思う裁判官については、その名の上の欄に×を書くこと。

二やめさせなくともよいと思^{おも}う裁判官^{さいばんかんかん}については、
なにか書かないこと。

×を書く欄
裁い
判ばん
官かん
の
名な

表 裏

最高裁判所裁判官
國民審査投票

鳥取県
選挙管理
委員会印

備考

- 1 用紙は、淡紅色とし、文字は、黒インクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込式とする。
- 3 裁判官の名は、中央選挙管理会の告示に従い印刷する。

鳥取県選挙管理委員会告示第六十四号

昭和五十一年十二月五日執行の最高裁判所裁判官国民審査において点字による審査の投票を行う場合における投票用紙の様式を最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）第七条の規定により、次のとおり定める。

昭和五十一年十一月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

折目	折目	折目	折目
----	----	----	----

最高裁判所裁判官
國民審査投票

鳥取県
選挙管理
委員会印

表

最高裁判所裁判官

鳥取県

選舉管理

委員会印

昭和五十一年十二月五日執行の最高裁判所裁判官国民審査における仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒に押すべき印は、当該仮投票用封筒を使用し、又は不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒を交付する市町村の選舉管理委員会の印と定める。

昭和五十一年十一月十五日

鳥取県選舉管理委員会委員長 加藤 章

選舉長告示

衆議院議員総選舉鳥取県選舉区選舉長告示第一号

昭和五十一年十二月五日執行の衆議院議員の総選舉において、候補者から届出のあつた選舉立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選舉立会人となるべき者が三人以上ある場合のくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選舉法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和五十一年十一月十五日

衆議院議員総選舉鳥取県選舉区選舉長 加藤 章

一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁

一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁
 二 日時 昭和五十一年十一月八日 午前十一時三〇分

昭和五十一年十一月十五日

鳥取県選舉管理委員会委員長 加藤 章

一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選舉管理委員会委員室

二 日時 昭和五十一年十二月二日 午後五時十分

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 烏取 県

【定価一部一箇月八百円（送料を含む。）】